

⚠️ご注意ください！

(令和6年6月時点)

# 今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン！

## 医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

### 受付



マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます！

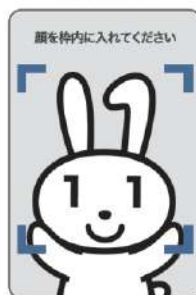


2

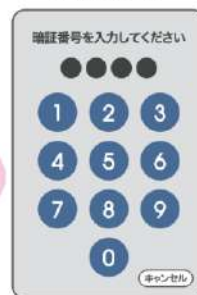
### 本人確認

顔認証または  
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

### 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の  
利用について確認してください。

過去の情報を  
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を  
当機関に提供することに同意し  
ますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

(40歳以上対象)  
過去の情報を  
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す  
ることに同意しますか。  
この情報はあなたの診療や健康管  
理のために使用します。

4

### 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.**

**マイナンバーカードを申請**

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



**STEP2.**

**マイナンバーカードを  
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## マイナンバーカードを使うメリット

### ① 医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を医療機関・薬局で20円(医療機関の再診では10円)、節約でき、自己負担も低くなります。

### ② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。

### ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

